

滋賀県における夜間中学および多様な学びに関する協議会 概要

日 時 令和4年5月31日(火) 9:30~11:30
場 所 滋賀県庁新館4階 教育委員会室
出席者 会 場：大津市、野洲市、甲良町
リモート：彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、湖南市
東近江市、日野町、愛荘町、豊郷町
県主席者 福永教育長、村井教育次長、嬉野教育次長、高校教育課 白井参事、魅力ある
高校づくり推進室 杉原参事、幼小中教育課 澤課長、畑主幹、川端主査、河野
指導主事
傍聴者等 傍聴：2名 報道：2社

1. 開 会

2. 昨年度までの検討状況について

(1) 夜間中学および多様な学びに関する検討会議「報告書」をもとに説明 資料1

3. 研修会

【講演】学びの機会確保の必要性と夜間中学設置の意義について

【講師】神奈川大学 特任教授 安部 賢一 氏

(1) 夜間中学とは

・夜間に授業を行う学級「夜間学級」を設置した中学校のこと

・対象生徒について

既卒者は、以前は夜間中学に入れなかったが、教育機会確保法成立以降、入れるようになっている。

・外国籍の生徒について

16歳以降に日本に来た場合、夜間中学で学習するとともに、進路指導を受けることで、高校進学の手が開ける。

・夜間中学の設置状況

R4.4月現在、15都道府県、40校設置されている。

(2) その背景

・改正入管法による外国人労働者の急増

→滋賀県は、人口が分散していることから、夜間中学を県内に1カ所設置し、生徒を集めるといことが難しいと思われる。

→在県外国人は増加と多様化が進んでいる。

・不就学者・未就学者の存在

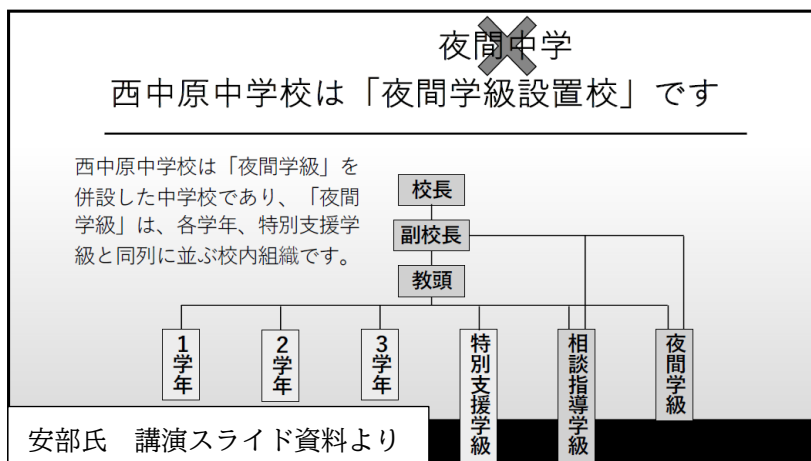
・不登校・形式卒業者の増加

・教育機会確保法の成立と国による設置促進

(3) 改めて夜間中学とは

- ・ニーズの多寡によらず、あれば必要な器

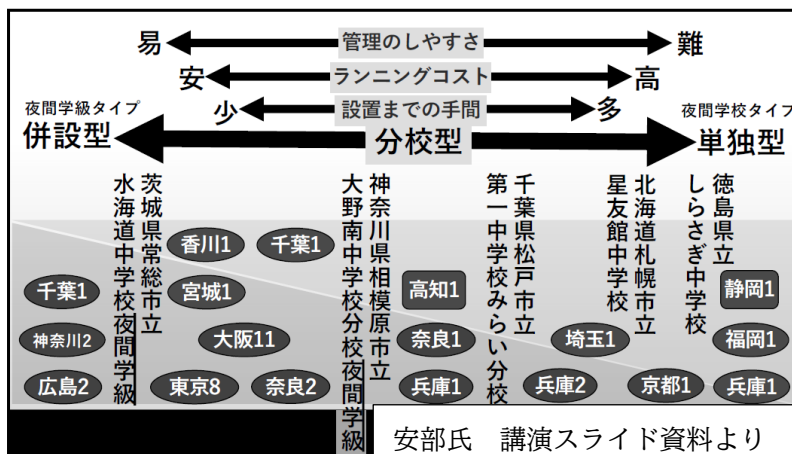
(4) 川崎市立西中原中学校（夜間学級併設型）の紹介



- ・校内人事は、昼・夜を合わせて校長が行っている。
- ・土日の行事や入学式、卒業式等は昼・夜一緒に行っている。
- ・学校施設は共用である（空き教室3つを活用）。

(5) 夜間中学の3つのタイプ

- ・併設型…既存の公立中学に始業時刻の異なる学級として設置したもの。法制化前からある夜間中学は二部学級としてスタートしたためこの設置形態が多い。
- ・分校型…既存の公立中学校の分校として別の場所に校舎を設けて夜間学級を設置したもの。廃校となった学校の校舎や社会教育施設を利用するケースもある。
- ・単独型…夜間学級のみを有する中学校として設置したもの。教育課程特例校の1つであり、独立した中学校として校長以下すべての教職員を配置している。
- ・その他…不登校特例校と併設するケース、分教室を設置して遠隔授業により一度に複数の夜間中学設置を目指している自治体もある。



4. 協 議

○市町教育長からの主な発言

- ・他府県で教員をしているときに、夜間中学との交流があった。併設型にすることで、昼間の子どもたちと交流できるのはプラスになる。

- ・不登校生徒を夜に先生方が見ている。夜間学級加配のような先生がいるとよい。不登校生徒の学びの場所として、夜の対応をしてもらえる先生がいるとよい。

- ・夜間中学には、色々なパターンがあることを知ることができてよかった。中学校を何とか卒業したものの、次になかなか続かない子どもたちがいる。もう一度学び直したいと思っても、どこに相談してよいかわからない。相談センターや子ども未来局と支援の在り方を考えているが、夜間学級も視野に入れたい。

- ・夜間中学校について、不登校の子どもとの関係も考えながら将来的なことを考えていく必要がある。形式的に卒業させることになってはいけない。
夜間中学の子どもたちについて、日本語の習得には差があると思うが、1年生の間に十分な日本語の力が身に付けられなかった場合、2年生ではどうするのか。

→夜間中学では、授業外の場においても、日本語によるコミュニケーションの力は進む。2年生では、日本語の授業はなくなるため、十分に習得できなかった場合は、1年生としてもう一度学ぶこともできる。また、2年生になっても、必要に応じて1年生の日本語の授業に参加することもできる。夜間中学では、柔軟に教育課程を編成できる。

- ・夜間中学の設置にあたり、人件費や運営費はどうなるか。県としての構想はあるのか。

→設置については、県立、市町立、政令指定都市立と色々ある。設置の仕方によって教員の配置がどうなるか、様々なケースを並べて考える必要がある。

5. 閉 会

- ・引き続き、市町との協議を重ねることを確認した。 資料2

夜間中学および多様な学びに関する検討会議「報告書」について

「報告書」では、「これまでの調査研究の結果を基に、本県に『夜間中学および多様な学び』の機会を保障する施設の設置を前向きに検討する必要があると考える。」とし、本県における「夜間中学および多様な学び」の形について、次の6項目が示された。

(1) 学びの対象者

- 滋賀県内に在住の人
- 学齢を越えている人(その年の3月31日までに15歳に達している人)
- 中学校課程の学びを希望する人(義務教育未修了の人、中学校を形式的に卒業した人、本県で義務教育を修了していない人等)

(2) 学習内容(教育課程・カリキュラム)

- 卒業までの年数は3年を基本とする。
- 中学校で履修する全ての教科等の授業を行う。
- 生徒の実質的な学びを保障し、卒業後の進路やよりよい社会生活につながるような在学年限を設定することが望ましい。
- 週5日の授業を行う。
※土日の活用方法(行事やオンライン学習者のスクリングなど)についても検討必要

(3) 学習方法(通学、オンライン)

- 登校型とオンライン型の併用が望ましい。
- 日本語指導の必要性がある。

(4) 設置主体

- 本県の状況を整理・検討し、関係機関と調整しながら県立か市町立かを決定することが必要である。

(5) 設置場所・施設

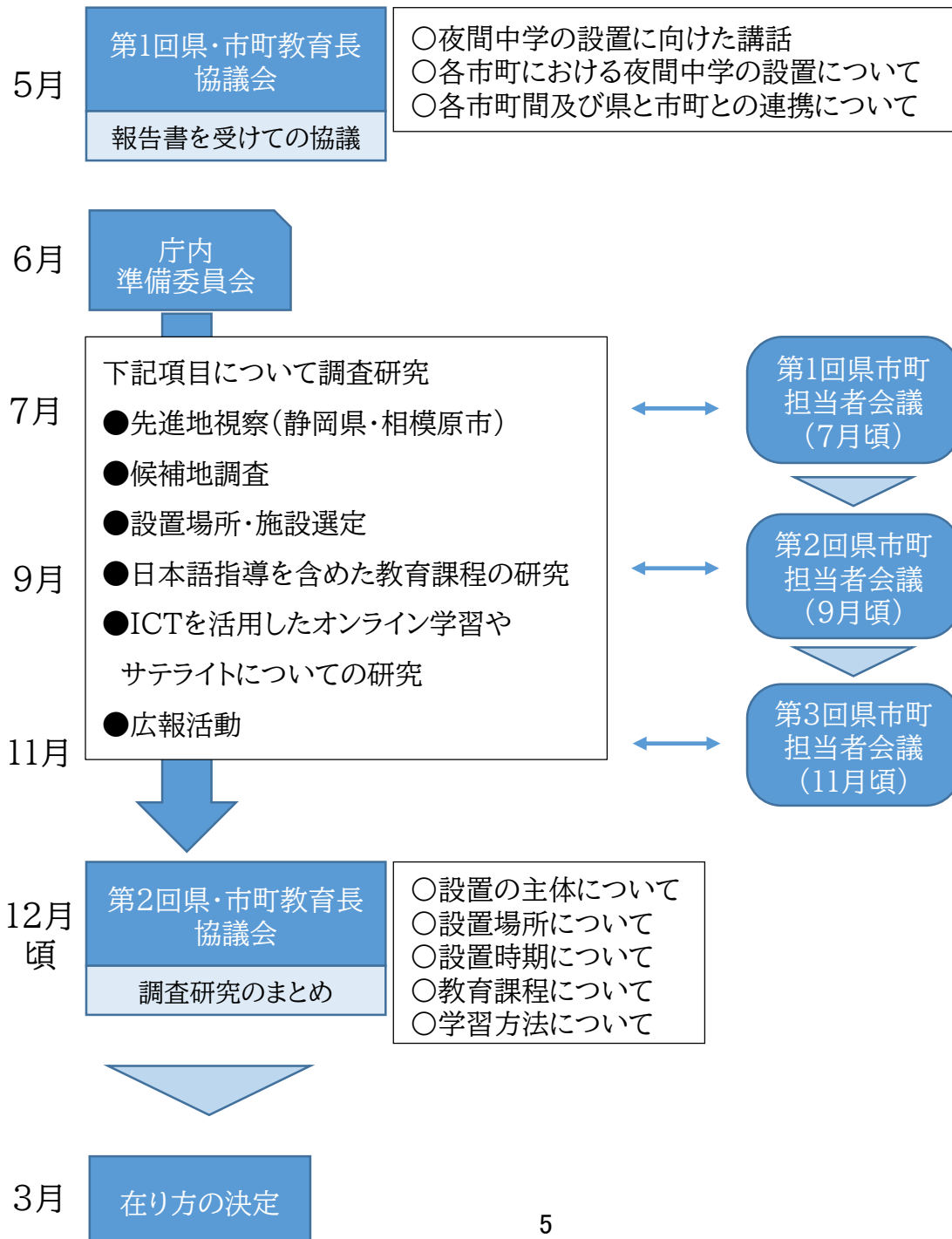
- 滋賀県の状況から、以下の考慮すべき条件をできる限り満たす教育関係施設の活用が望ましい。
 - ・地理的状况 ・ニーズの多い地域での設置
 - ・通学の利便性 ・既存の教育施設の活用

(6) 生徒・教職員数

- 先進県の事例を参考に、ニーズ調査等から検討する必要がある。
- 生徒：対象生徒のニーズに応じた複数の学級設置
- 教職員：教育活動に必要な人数
日本語指導やオンライン学習に対応できる人材の確保(研修が必要)

○今年度のゴールは本県における『夜間中学および多様な学び』の機会を保障する施設の「在り方」の決定

○市町教育委員会との会議で、設置主体、設置場所、設置時期、学習内容、学習方法について協議をすすめ、令和5年3月には「在り方」を決定する。



川崎市立西中原中学校夜間学級要項

川崎市教育委員会

1 目 的

中学校の就学義務年齢を超えた者で、中学校を卒業していない者、または中学校を卒業した者で不登校等の相当の理由により、学習する機会等がなかった者のうち、強い向上心を持つ者に対して、夜間に中学校教育を施すことで義務教育を受ける機会を実質的に保障することを目的とする。

2 学級名

川崎市立西中原中学校に夜間学級を設置し、川崎市立西中原中学校夜間学級と称する。

3 修業年限

修業年限は3年間とする。転・編入の場合は残余の期間とする。

4 入学の許可

次の各号に該当する者のうち、川崎市教育委員会が入学を認めた者とする。

- (1) 川崎市内に居住又は勤務する者
- (2) 中学校就学義務年齢を超えた者
- (3) 中学校を卒業していない者、または既卒者で不登校等の相当の理由により学習する機会等がなかった者
- (4) 就学に支障のない者

5 学年認定

原則として第1学年に入学する。ただし、生徒の過去の就学状況により、学校長は教育委員会と協議し、第2学年または第3学年に認定することができる。

6 在籍の取り消し

入学した生徒が、次のいずれかに該当した場合は、在籍を取り消すものとする。この場合、教育委員会は本人に通知し、以降の再入学は認めない。

- (1) 出席の状況がわるく、修学の見込みがない場合
- (2) 学校または、他の生徒の教育に妨げがある場合

7 卒業の認定

卒業の認定は学校長が行い教育委員会に報告する。

8 教育課程

学校長は、中学校学習指導要領に基づき、教育課程を編成する。

○附則

この要項は、昭和57年4月1日から施行する。

○附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

○附則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。